○総務省告示第二百三十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十三第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十五年総務省告示第二百二十九号（広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

一　申請期間

平成二十五年五月二十四日（金）八時三十分から同年六月二十四日（月）十七時十五分までの間

二　申請の提出先

総務大臣又は総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所長

三　問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課　電話〇三（五二五三）五八九三

四　申請要領

開設計画の認定を受けようとする者が認定の申請を行うための要領その他の必要な事項は、別に公表する。

○総務省告示第二百三十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第三百四十二号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

表中「2,625MHz」を「2,650MHz」に改める。

○財務省告示第百六十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年四月二十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年五月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第八回	九億円	百八円八十五銭
〃	第九回	二十億円	百九円六十五銭
〃	第十回	五億円	百十円十三銭
〃	〃	十億円	百十円十七銭
〃	〃	二十億円	百十円十九銭
〃	第十四回	五億円	百十二円三十八銭
〃	〃	十億円	百十二円四十二銭
〃	〃	十億円	百十二円四十四銭
〃	〃	十一億円	百十二円五十四銭
〃	〃	五億円	百十二円六十九銭
〃	第十五回	百億円	百十三円八十銭
合計		二百五億円	

○財務省告示第百六十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年四月十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年五月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	一億円	九十九円九十銭
〃	〃	十億円	百円四十銭
〃	〃	三十億円	百円四十五銭
〃	第十回	百億円	百円二十銭
〃	第十一回	二億円	百円五銭
〃	〃	十億円	百円十銭
〃	第十二回	八十億円	百円十五銭
〃	第十五回	十五億円	九十九円九十銭
〃	〃	十億円	九十九円九十七銭
〃	第十九回	二十五億円	百円二十五銭
〃	第二十回	十億円	百円七十五銭
〃	〃	五十五億円	百円八十三銭
〃	第二十一回	十億円	百一円十五銭
〃	〃	三十三億円	百一円二十銭
〃	第二十二回	十三億円	百一円八十五銭
〃	〃	四十六億円	百一円九十五銭
〃	〃	十億円	百一円九十六銭
〃	第二十三回	二億円	百円七十四銭
〃	〃	二十四億円	百一円六十五銭
〃	〃	十億円	百一円六十七銭
〃	第二十四回	四十億円	百一円八十九銭
〃	〃	四十億円	百一円九十四銭